

会 議 録

1 会議の名称

第 17 回 みんなで創る自治基本条例市民会議

2 開催日時

平成 18 年 2 月 16 日（木）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

3 開催場所

上越市市民プラザ 2 階 第 1、第 2、第 3、第 4 会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：72 人中 47 人出席

市民委員：石井陽子、石塚隆雄、今井不二子、岩井栄子、小田武彦、君波豊、栗田英明、佐藤恵子、佐藤忠治、種岡淳一、田村安男、中嶋巖、長谷川敦子、平野通子、細井徳治、増田和昭、満田恵美子、宮下敏雄、宮本富男、柳沢良治、矢野宏明、横山郁代、横山文男、吉村壱子（43 人中 24 人出席）

職員委員：秋山友江、池墻幸子、市村雅子、大出聡子、風巻雅人、加藤英樹、五井野宏美、小酒井伸一、白石直子、新保大志、富田真由美、内藤香織、澤井真衣、藤田幸子、丸山隆、水澤弘光、曇正孝、山本有恒、吉越梓、吉沢真理、米川美樹、鷺津史也、渡辺由美子（29 人中 23 人出席）

・事務局：瀧本企画調整係長、小池主任、米山主任、丸山主事、高橋主事、渡邊主事（計 6 人）

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 事務局から説明

市民会議の今後の進め方について
本日の検討作業について

(2) ワークショップ（公開）

「素案へ向けての整理」

6 傍聴人の数

なし

7 内容

(1) 事務局から説明

市民会議の今後の進め方について

- ・ 前々回までで 4 つの基本検討項目の意見出しの作業をひとまず終了し、前回は 4 つの検討内容を振り返って確認する作業を行った。そのやり方として、4 つ目の基本検討項目「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」を中心に、他の 3 つの項目及び他市町村事例

- も参考に、「ルール化すべきこと」の大項目を整理するという作業を通して内容を確認した。
- ・ 今回からは、これまでの検討内容をもとに、「素案へ向けての整理」の作業に進む。
 - ・ 当初計画では3月に素案策定であったが、第5回会議の全体会で協議させていただいたとおり、議論がまとまらない場合は回数を増やしていくことで対応していくという会の方針から、これまでで3回ほど開催回数が増えている。
 - ・ これまでに会議を2回増やして開催することで対応してきたが、今後の素案へ向けての整理に予定より時間をかけて検討していきたいことから、素案策定期間を6月と想定して今後のスケジュールを組ませていただいた。
 - ・ 素案がほぼ固まった段階で、フォーラム（市民との意見交換会）を計画どおり開催したい。より多くの市民の方々に参加していただくために、平日夜間の他に土曜日の午後、また、会場も市民プラザの他に頸城区の希望館（駐車場を考慮して選定）での開催を現段階では考えている。
 - ・ フォーラム（市民との意見交換会）については日程も含め後日相談させていただくが、他の4月以降の会議開催日程は、配付した資料「市民会議の今後の進め方について（案）」のとおりでお願いしたい。
 - ・ 素案策定後は自治基本条例策定検討委員会に引き継いでいくが、こちらも第5回会議の全体会で協議させていただいたとおり、素案策定後もこの市民会議を解散せずに残し、必要に応じて自治基本条例策定検討委員会との意見交換をしていきたい。

今後の会議開催予定

回	日時	内容	会場
第17回	2月16日(木) 18:30～20:30	素案へ向けての整理	上越市市民プラザ 第1～第4会議室
第18回	3月9日(木) 18:30～20:30	素案へ向けての整理	上越市市民プラザ 第1～第4会議室
第19回	4月6日(木) 18:30～20:30	素案へ向けての整理	上越市市民プラザ 第1～第4会議室
第20回	4月27日(木) 18:30～20:30	素案へ向けての整理	上越市市民プラザ 第1～第4会議室

5月24日(水)か26日(金) 18:30～21:00	フォーラム (市民との意見交換会)	上越市市民プラザ A B C ホール
5月27日(土) 13:30～16:00	フォーラム (市民との意見交換会)	頸城区 希望館 多目的ホール

フォーラム（市民との意見交換会）については、今後の協議により日程及び会場が変更になる場合あり

第21回	6月20日(火) 18:30～20:30	素案策定	上越市市民プラザ 第1～第4会議室
------	-------------------------	------	----------------------

素案策定後も市民会議を解散せず、必要に応じて自治基本条例策定検討委員会との意見交換を行う

本日の検討作業について

- **資料 1**は、前回会議での検討内容を一覧にしたものである。
- **資料 2**は、これまでの4つの基本検討項目の検討内容及び資料 1の内容をもとに、大項目、中項目、個別内容について事務局が整理したものであり、これは本日の作業シートとしても使用する。
- **資料 2**について、網掛けの部分(「前文」、「目的」、「用語の定義」、「基本理念、基本原則」)についてはまだこれまでに検討をしていない部分であり、リーダー交流会においてもご意見をいただいているが、この部分の検討の仕方については、事務局に考えさせていただきたい。
- 本日の作業としては、**資料 2**の網掛けから下の部分を見ていただきたい。
- 用紙の左側の部分は、これまでの4つの基本検討項目の検討内容及び資料 1の内容をもとに、大項目、中項目、個別内容について整理をしたものであり、言葉の表現もこれまでに整理したものと極力同じ言葉で整理をした。
- この個別内容を今後詰めていくが、現時点での整理では、「誰が何をするのか」、「誰に何をさせたいのか」が不明確なものが多い。
- 用紙の右側に「主語と述語について整理する」という欄を設けたが、今回は、「誰がどうするか」ということを、個別内容の一つひとつについて整理をする作業を行う。
- 「主語」については、これまでの議論から「市民」、「市」、「市議会」となると思われるが、もし他のものであってもよいこととする。
- 「述語」については、何をするかはもちろんであるが、させることの意味合いの強さ(ここでは「～することができる」、「～に努める」、「～しなければならない」の3つに分けた)も議論していただきたい。
- ここで求めるのは、単なる国語的な主語・述語ではなく、その個別内容がその先に求めているものをイメージしていく。例えば、「市民みんなでまちづくりに参加・参画できる」という個別内容について、ただ単に国語的にそのまま整理したのでは市民憲章になってしまう。自治基本条例として求めているものは何かを考えていただきたい。
- 参考として、用紙の真ん中に他市町村(二セコ町、杉並区、大和市)の事例として、その個別内容に関連すると思われる条文を載せた。これらはあくまで参考であり、これらにとらわれる必要は全くないが、例えば先ほどの「市民みんなでまちづくりに参加・参画できる」という個別内容について、二セコ町では第10条及び第11条で「町民の権利」を規定し、第5条及び第25条では「町民の権利」を守るために「町民の権利の保障」を町(行政)に課している。このように、一つの個別内容について、その先にイメージするものを考えながら、誰に何をさせるのかを考えていただきたい。
- 一つの個別内容について、参考事例のように複数の方向からのものになっても、もちろん構わないものとする。
- 参考事例は、参考として議論の取っ掛かりに困ったとき、あるいは最後に見直しをするときなどに参考としていく。
- 前回の作業で、大項目については整理をしたが、中項目、個別内容についてはそのまま残っている。今回の作業をしていく中で、自治基本条例として必要ないもの及び他のものとまとめられるものがあれば、それらも挙げていく。

- ・ 作業をしていく際の項目の順番は、どれから始めてもよい。班の自由とする。
- ・ 作業の分量が多いため、この作業は次回も引き続き行い、今回と次回の2回でおおよその整理をする。
- ・ じっくり各班で検討していただくために、今回は発表の時間を設けない。次回の最後にまとめて各班から発表していただくこととし、今回は午後8:30までワークショップを続ける。
- ・ 今回の途中経過を会議録としてまとめ、次回に他班の検討内容も参考にさせていただけるよう、今回の各班の検討途中経過をペーパーで提出していただく。**資料 2**をもう一部ずつ各班に配置してあるので、そちらに記入して本日終了時に事務局の各班担当者に渡していただきたい。

(2) ワークショップ 「素案へ向けての整理」

各班の意見内容
別紙のとおり

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 025-526-5111(内線 1452)

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。